

県税の税目別申告期限・納期一覧表

税目	申告期限	納期	納税方法 ※
個人県民税	給与所得者・・・給与支払者が1月末日までに給与支払報告書を市町村へ提出	給与支払者が、6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町村へ納入	特別徴収(申告納入)
	給与所得者以外・・・3月15日までに個人住民税(個人県民税・市町村民税)の申告書を市町村へ提出(所得税の確定申告をした人は不要)	一般的には6月、8月、10月、翌年1月	普通徴収
法人県民税・法人事業税	確定申告は、事業年度終了日から2か月以内	申告期限と同じ	申告納付
県民税利子割	毎月分を翌月10日まで	申告期限と同じ	特別徴収(申告納入)
県民税配当割	毎月分を翌月10日まで	申告期限と同じ	特別徴収(申告納入)
県民税株式等譲渡所得割	毎年分を翌年1月10日まで(年の途中で特定口座の閉鎖等があった場合は翌月10日まで)	申告期限と同じ	特別徴収(申告納入)
個人事業税	3月15日まで(所得税の確定申告や個人住民税の申告をした人は不要)	8月、11月(税額が1万円以下の場合8月のみ) ※令和3年度に限り、9月、11月(税額が1万円以下の場合9月のみ)	普通徴収
不動産取得税	不動産を取得した日から60日以内	納税通知書に定められた日	普通徴収
地方消費税	国内取引に係る譲渡割・・・確定申告は法人は課税期間の終了後2か月以内、個人は翌年3月31日までに税務署へ	申告期限と同じ	申告納付
	輸入取引に係る貨物割・・・保税地域(税関、空港等)から引き取る際に税関へ	申告期限と同じ	申告納付
県たばこ税	毎月分を翌月末日まで	申告期限と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日まで	申告期限と同じ	特別徴収(申告納入)
自動車税種別割	新規購入・名義変更・登録事項の変更などをしたとき	5月	普通徴収
		新規登録の時	証紙徴収
鉱区税	—	5月	普通徴収
狩猟税	—	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収

自動車税 環境性能割	登録又は届出のとき	申告期限と同じ	証紙徴収
軽油引取税	毎月分を翌月末日まで	申告期限と同じ	特別徴収(申告納入)

- ※ 納税方法
- 普通徴収・・・県が税額を決定し、納税通知書を納税者に送付し、それによって県税を納付します。
 - 申告納付・・・納税者が自ら納める県税の課税標準額及び税額を申告し、納付します。
 - 特別徴収・・・県税の徴収について便宜を有する方(特別徴収義務者)が納税者(申告納入) から県税を預かり、申告及び納入をします。
 - 証紙徴収・・・県が発行する収入証紙を申告書などに貼るなどして県税を納付します。